

平成18年度 いいたて在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業計画

1. 事業の目的

介護保険制度改正に伴い、新たに追加された「介護予防」「自立支援」を視野に入れ「介護給付」と共に、強化に向けた取り組みを目標とし、要介護者が在宅で自立した生活を営み継続できるように、要介護状態の軽減策や悪化予防策の提供を図る。また「利用者本位のサービス提供」、「医療と福祉の総合化」及び「人格の尊重」を支援し、総合的かつ効果的に提供されるように支援して行く。

2. 基本方針

- ① 要介護状態等となった場合に於いても、そのご利用者が可能な限り、在宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を継続できるように配慮・援助して行く。
- ② ご利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、当人の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービス等の事業者から総合的かつ効率的に提供されるように支援して行く。
- ③ 居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立って、提供される居宅サービス等が、公正中立に行なわれるようにして行く。
- ④ 事業の運営にあたっては、市町村、包括支援センター、他居宅支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携を密に図って行く。

3. 重点事業目標

- ① 介護保険制度改正内容を早急に習得し、ご利用者の視点に立ったサービス情報の提供を推進、またスムーズに活用できるようにする。
- ② 各居宅サービス事業者の事業内容を把握し、適切なケアマネジメントに基づき、最適なサービスが提供できるようにする。
- ③ ケアプラン作成については、要介護者を居宅支援事業所が担当し、要支援者を包括支援センターが担当するよう明確に分け、専門性と質の高いケアマネジメントを実施。また、サービスの充実が求められている中重度者への在宅生活継続のための支援強化を図る。
- ④ 重要性を増す認知症ケアの充実を図るため、多職種協働・地域密着型の総合的なケアが提供できるようにする。
- ⑤ 医療との連携を必要とする要介護者への対応を強化し、ケアマネジメントにおける主治医等と連携し、在宅介護ニーズへの対応など、専門的ケアの充実が図れるようにする。

4. 通常業務内容

ア) 給付管理業務

- (1) 居宅依頼届出の確認
- (2) 重要事項の説明と同意(契約)
- (3) ニーズの把握、課題分析(アセスメント)
- (4) 居宅介護サービス計画(ケアプラン)の作成

- (5) サービス担当者会議による調整
(利用者個人に対し要介護認定更新・区分変更、ケアプラン変更時に開催)
- (6) ケアプランの説明と同意確認
- (7) モニタリングの実施。(月1回の訪問)
- (8) サービス実施状況の把握(3ヶ月1回評価実施)
- (9) 給付管理票の作成と国保連へ提出

イ) 一般業務

- (1) 介護保険制度に関する相談等(住宅改修・福祉用具貸与等、申請方法の援助)
- (2) 制度導入に伴うサービス調整の充実を図る。
- (3) 苦情受付窓口を設け相談受付・処理改善を行う。
- (4) 村及び市町村との委託により、介護認定の認定調査を行う
- (5) 指定居宅介護支援事業所の啓蒙を図り理解を深め、指定居宅介護支援の提供を行う。

ウ) 研修

- (1) 質の向上を図るために、月1回の内部研修(定例会時)を行う。
- (2) 積極的に外部研修に参加する。

5. 委託業務

(1) 家族介護用品給付事業(村からの委託事業)

目 的 村在住の方で、在宅で介護を要している家族を対象に、家族介護の支援として介護用品を給付し、在宅での介護が継続できるよう支援する。

対 象 者 介護保険認定 要介護3・4・5の方を介護している家族

事業内容 ・紙おむつの給付 「紙おむつクーポン券」による現物支給
・介護用食器の給付 介護用食器等の現物給付

(2) 家族介護者交流事業(介護者の集い)(村からの委託事業)

目 的 在宅で介護を要している介護者を対象に、日頃の介護に関する悩みやストレス等を同じ境遇の仲間と交流することで、疲れ等を癒し、リフレッシュをして頂くことを目的に実施する。

場 所 村内施設

対 象 者 介護保険認定 要介護4・5の方を介護している介護者

事業内容 ・事業内容日頃の疲れを癒していただき、リフレッシュして頂く。
・介護者同士の交流や介護相談の場の提供

(3) 家族介護者支援事業(家族介護教室)(村からの委託事業)

目 的 在宅で介護されている介護者と地域の住民の方を対象に、介護保険制度の周知と制度活用方法について説明会を開催。実際に介護に直面しなければ他人事である実情を踏まえ、少しでも介護に対する関心を持ち、いざと言うときに役立てられるような知識を習得できるよう支援する。

場 所 20行政区(行政区の希望により実施)

	希望団体の指定する場所
対 象 者	要介護者の家族・村民全対象
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・介護に関する技術の講習 ・介護保険及び福祉事業の紹介 ・痴呆者に関する介護技術の講習 ・福祉用具説明等

(4) ふとん乾燥消毒事業（村からの委託事業）

目 的 在宅において布団等寝具類の洗濯及び乾燥消毒することが困難な要介護の方を対象に、サービスを提供することにより、衛生管理等を支援する。

対 象 者 介護保険認定 要介護4・5の方
 事業内容 寝具類洗濯乾燥消毒の現物給付

6. 職員の配置

- ・所長1名、介護支援専門員5名